

消防予第126号  
平成18年3月29日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿



消防予防課長印

消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示  
(非常電源関係) の改正及び制定について(通知)

自家発電設備の基準の一部を改正する件(平成18年消防庁告示第6号。以下「6号告示」という。)、蓄電池設備の基準の一部を改正する件(平成18年消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。)及び燃料電池設備の基準(平成18年消防庁告示第8号。以下「8号告示」という。)が平成18年3月29日付けで公布されました。今回の改正及び制定は、燃料電池等の新たな形態の電源設備を消防用設備等の非常電源として取り扱うことができることとした消防法施行規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第33号。以下「改正省令」という。)が平成18年4月1日から施行されることに伴い、これらの電源設備に係る基準について定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知されますようお願いします。

記

第1 6号告示関係

新たに消防用設備等の非常電源として取り扱うことができるときされたマイクロガスタービン等ガス圧縮機を有するものについての基準を追加するため、以下のとおり改正を行ったこと。

(1) 構造及び性能について(告示第2第1号関係)

① 電圧確立及び投入までの所要時間について

自家発電設備については、常用電源が停電してから40秒以内で電圧確立及び投入を行うことが必要であるが、自家発電設備のみでは40秒を超える場合であっても、蓄電池設備で補うことできこれを満たす場合は、その設置を可能としたこと。((3)関係)

② 原動機の燃料供給について

マイクロガスタービン等ガス圧縮機を有するものについては、ガス圧縮機から原動機へガスが供給されるまでの間の運転に必要な容量の燃料を保有していることとしたこと。((13)関係)

(2) 電力を常時供給する自家発電設備の構造及び性能について（告示第2第2号関係）

常用電源と非常用電源を兼ねる自家発電設備にあっては、二台以上設置することが求められているところであるが、新たな非常電源設備の開発、技術の進展等を踏まえ、一台での設置を可能としたこと。

(3) その他所要の規定の整備が図られたこと。

## 第2 7号告示関係

新たに消防用設備等の非常電源として取り扱うことができるとされた直交変換装置を有する蓄電池設備（ナトリウム・硫黄電池（以下「Na S電池」という。）及びレドックスフロー電池（以下「RF電池」という。）についての基準を追加するため、以下のとおり改正を行ったこと。

(1) 蓄電池設備の構造及び性能について（告示第2第1号関係）

蓄電池設備の次に掲げる事項について、従来の基準に加えて定めること。

① 安全上支障のない措置

外部から人が触れることにより、火傷や感電のおそれのある部分については、安全上支障のないように保護されていることとしたこと。（(1) 関係）

② 電圧確立及び投入までの時間

直交変換装置を有する蓄電池設備は、従来の蓄電池設備のように停電後直ちに電力を供給することができないため、停電後40秒以内に電力を供給するものであることとしたこと。（(2) 関係）

③ 停電時の回路自動切り離し

直交変換装置を有する蓄電池設備は、通常時は一般負荷にも電力を供給しているため、停電時には蓄電池設備に係る負荷（非常用負荷）回路を他の回路から自動的に切り離すこととしたこと。（(3) 関係）

(2) Na S電池及びRF電池の構造及び性能について（告示第2第2号関係）

Na S電池及びRF電池は、次に定める構造及び機能を有することとする

① 内容物の漏えい監視及び温度異常監視

蓄電池の電解質等の内容物の漏えい及び運転温度の異常を検知した場合には、充電及び放電を停止させることとしたこと。（(3) イ関係）

② 異常発生時の自動回路遮断機能

Na S電池のモジュール電池において、内部で異常が発生した場合に被害が拡大しないよう、モジュール電池内部に回路遮断する機能（ヒューズ等）を設けることとしたこと。（(3) ロ関係）

(3) 直交変換装置について（告示第2第5号関係）

直交変換装置は、充電装置及び逆変換装置の機能を有する設備であるため、第3号（充電装置の構造及び性能）及び第4号（逆変換装置の構造及び性能）

の規定の例により設けることとすること。

(4) その他所要の規定の整備が図られたこと。

### 第3 8号告示関係

新たに消防用設備等の非常電源として取り扱うことができるとされた、燃料電池設備について次に掲げる基準を定めたこと。

(1) 構造及び性能について

① 電圧確立及び投入までの所要時間について（第2第1号(2)関係）

常用電源が停電してから、電圧確立及び投入までの所要時間は、40秒以内としたこと。

② 燃料供給について（第2第1号(7)関係）

燃料電池への燃料供給について、次のいずれかによるものとしたこと。

イ 消費される量以上の燃料が燃料容器に保有されるものであること。

ロ ガス事業者により供給されるガスを燃料とする燃料電池にあっては、安定して供給されるための措置が講じられていること。

③ 外箱について（第2第1号(8)、(9)及び(10)関係）

外箱の構造及び外箱の内部の構造等について基準を定めたこと。

④ その他の装置等について

以下の各装置等の基準について定めたこと。

イ 換気装置の設置方法

ロ 冷却水の保有

ハ 改質器の機能

ニ 制御装置の構造

(2) 表示について

次に掲げる事項を表示するものとすること。

① 製造者名又は商標

② 製造年

③ 定格出力

④ 型式番号

⑤ 燃料消費量

⑥ 定格負荷における連続運転可能時間

### 第4 施行期日

6号告示、7号告示及び8号告示については、平成18年4月1日（改正省令の施行の日）から施行すること。

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号口(二)の規定に基づき、自家発電設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十九日

消防庁長官 板倉 敏和

第一中「、第十四条第一項第六号の二、第十六条第三項第二号、第十八条第四項第十三号、第十九条第五項第二十号、第二十条第四項第十五号、第二十一条第四項第十七号、第二十二条第六号、第二十四条の二の三第一項第七号ハ、第二十八条の三第四項第十号、第三十条第八号、第三十一条第七号及び第三十二条の二第八号」を削る。

第二第一号(三)に次のただし書を加える。

ただし、常用電源の停電後四十秒経過してから当該自家発電設備の電圧確立及び投入までの間に蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）の規定（同告示第二第一号(十)を除く。）に適合する蓄電池設備により電力が供給されるものにあつては、この限りでない。

第二第一号(十)中「（昭和四十八年消防庁告示第二号）」を削り、同号(十三)口の(イ)及び(ロ)以外の部分中「第二条第九項」を「第二条第十一項」に改め、同口に次のように加える。

(八) ガスを圧縮して原動機に供給するものにあつては、ガス圧縮器から安定して圧縮ガスが

供給されるまでの間、定格負荷における連續運転に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料が燃料容器に保有されるものであること。ただし、(三)ただし書の規定の例により蓄電池設備を設けているものにあつては、この限りでない。

第二第二号を次のように改める。

二 電力を常時供給する自家発電設備の構造及び性能は、前号の規定によるほか、電力を常時供給するための燃料の供給が断たれたときに、自動的に非常電源用の燃料が供給されるものであること。ただし、前号十三口に定める方法により燃料が安定して供給されるものにあつては、この限りでない。

第二第三号(一)イ中「自家発電装置」の下に「(発電機と原動機とを連結したものをいう。)」を、「一の箱」の下に「(以下「外箱」という。)」を加え、同口中「一の箱(以下「外箱」という。)」を「外箱」に改める。

第二第七号を削る。

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

○自家発電設備の基準の一部を改正する件(案) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
第一 趣旨	第一 趣旨
この告示は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第十二条第一項第四号ロ(一)に規定する自家発電設備の構造及び性能の基準を定めるものとする。	この告示は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第十二条第一項第四号ロ(一)、第十四条第一項第六号の二、第十六条第三項第二号、第十八条第四項第十三号、第十九条第五項第二十号、第二十条第四項第十五号、第二十一条第四項第七号、第二十二条第六号、第二十四条の二の三第一項第七号ハ、第二十八条の三第四項第十号、第三十条第八号、第三十一条第七号及び第三十一条の二第八号に規定する自家発電設備の構造及び性能の基準を定めるものとする。
第二 構造及び性能	第二 構造及び性能
一 自家発電設備の構造及び性能は、次に定めるところによる	一 自家発電設備の構造及び性能は、次に定めるところによる
(イ) (略)	(イ) (略)
(ア) (略) 常用電源が停電してから電圧確立及び投入までの所要時間(投入を手動とする自家発電設備にあつては投入操作に要する時間を除く。)は、四十秒以内であること。(ただし、常用電源の停電後四十秒経過してから当該自家発電設備の電圧確立及び投入までの間、蓄電池設備の基準(昭和四十八年消防庁告示第二号)の規定(同告示第二号(七)を除く。)に適合する蓄電池設備により電力が供給されるものにあつては、この限りでない。)	(ア) (略) 常用電源が停電してから電圧確立及び投入までの所要時間(投入を手動とする自家発電設備にあつては投入操作に要する時間を除く。)は、四十秒以内であること。
(乙) (略)	(乙) (略)
(イ) (略) に定めるセルモーターに使用する蓄電池設備は、蓄電池設備の基準	(イ) (略) に定めるセルモーターに使用する蓄電池設備は、蓄電池設備の基準(昭和四十八年消防庁告示第二号)に準ずるほか、高率放電用蓄電池(各始動間に五秒の間隔を置いて十秒の始動を三回以上行うことができる容量の蓄電池をいう。)を用いるものとすること。
(ウ) (略)	(ウ) (略)
(イ) (略) 原動機の燃料供給は次のいずれかによるものであること	(イ) (略) 原動機の燃料供給は次のいずれかによるものであること

ロイ (略) ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第二条

第十一項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機の場合において、次に定める方法により、燃料が安定して供給されること。

(イ) (略)

(ア) ガスを圧縮して原動機に供給するものについては、ガス圧縮機から安定して圧縮ガスが供給されるまでの間、定格負荷における連続運転に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料が燃料容器に保有されるものであること。ただし、(乙) ただし書の規定の例により蓄電池設備を設けているものにあつては、この限りでない。

四 (略)

二 電力を常時供給する自家発電設備の構造及び性能は、前号の規定によるほか、電力を常時供給するための燃料の供給

が断たれたときに、自動的に非常電源用の燃料が供給されるものであること。ただし、前号(乙) に定める方法により燃料が安定して供給されるものにあつては、この限りでない。

三 キュービクル式自家発電設備の構造及び性能は、前各号の規定によるほか、次に定めるところによる。

(イ) キュービクル式自家発電設備の種類は、次のとおりとすること。  
イ 自家発電装置(発電機と原動機とを連結したもの)をいふ。( ) 及びこれらの附属装置を一の箱(以下「外箱」という。)に収納したもの

ロ 自家発電設備の運転に必要な制御装置及び保安装置

ロイ (略) ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第二条

第九項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機の場合において、次に定める方法により、燃料が安定して供給されること。

(イ) (略)

二 電力を常時供給する自家発電設備の構造及び性能は、第一号の規定によるほか、次に定めるところによる。

(ア) 防火対象物に設置される消防用設備等を有効に作動させることができるものと定められ、(イ) ガスを燃料とする自家発電装置(発電機と原動機とを連結したもの)を二台以上有すること。

(イ) 電力を常時供給するための燃料の供給が断たれたときに、自動的に非常電源用の燃料が供給されるものであること。ただし、第一号(乙) に定める方法により燃料が安定して供給されるものにあつては、この限りでない。

三 キュービクル式自家発電設備の構造及び性能は、前各号の規定によるほか、次に定めるところによる。

(イ) キュービクル式自家発電設備の種類は、次のとおりとすること。  
イ 自家発電装置並びにこれらの附属装置を一の箱に収納したもの

ロ 自家発電設備の運転に必要な制御装置及び保安装置

並びにこれらの附属装置を外箱  
に収納したもの

ハ (略)  
一(1) (略)

第三 表示  
自家発電設備には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に  
容易に消えないよう表示するものとする。  
一(1)六 (略)

並びにこれらの附属装置を「の箱（以下「外箱」とい  
う。）に収納したもの

ハ (略)  
一(1) (略)

第三 表示  
自家発電設備には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に  
容易に消えないよう表示するものとする。  
一(1)六 (略)  
七 電力を常時供給するものにあつては、その旨

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハニの規定に基づき、蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十九日

消防庁長官 板倉 敏和

第二第一号(七)中「行なう」を「行う」に改め、同号(七)を同号(十)とし、同号中(六)を(九)とし、(五)を(八)とし、同号(四)中「配線用遮断機」を「配線用遮断器」に改め、同号(四)を同号(七)とし、同号中(一)から(三)までを(四)から(六)までとし、(一)から(三)までとして次のように加える。

(一) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部及び高温部は、安全上支障のないように保護されていること。

(二) 直交変換装置を有する蓄電池設備にあつては常用電源が停電してから四十秒以内に、その他の蓄電池設備にあつては常用電源が停電した直後に、電圧確立及び投入を行うこと。

(三) 常用電源が停電した場合、蓄電池設備に係る負荷回路と他の回路とを自動的に切り離すことができるものであること。ただし、停電の際蓄電池設備に係る負荷回路を他の回路から自動的に切り離すことができる常用の電源回路に接続するものにあつては、この限りでない。

第二第二号(一)中「八七〇四一二（据置鉛蓄電池第二部制御弁式」を「八七〇四一一一（据置鉛

蓄電池第二一部制御弁式) 及び J I S C 八七〇四一二一一(据置鉛蓄電池第二一部制御弁式)に改め、同号(一)ハ中「小形シール鉛蓄電池」を「小形制御式鉛蓄電池」に改め、同号(二)イ中「円筒密閉形」を「密閉形」に改め、同号(二)ハ中「電池工業会規格S〇五〇六(シール形ニッケル・カドミウム・アルカリ蓄電池」を「J I S C 八七〇九(シール形ニッケル・カドミウム・アルカリ蓄電池」に改め、同号(二)に次のように加える。

二 國際電氣標準會議規格六一九五一一一(密閉形ニッケル・水素蓄電池)に適合するもの。

第二第二号中(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、同号(三)中「一・二ボルト」の下に「、ナトリウム・硫黃電池にあつては二ボルト、レドックスフロー電池にあつては一・三ボルト」を加え、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。

(三) ナトリウム・硫黃電池及びレドックスフロー電池は、次に定める構造及び性能を有するものであること。

イ 蓄電池の内容物の漏えいを検知した場合及び温度異常が発生した場合に充電及び放電しない機能を設けること。

ロ ナトリウム・硫黃電池のモジュール電池(密閉した単電池を複数組み合わせたものをいう。)には、異常が発生した場合に自動的に回路遮断する機能を設けること。  
第二第三号(六)を次のように改める。

(六)

蓄電池設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）

第五条の規定による絶縁性能を有するように設置されるものであること。

第二第三号七を削り、同号八中「温度計法」の下に「（直交変換装置を有する蓄電池設備に設けるトランスにあつては、抵抗法）」を加え、表を次のように改める。

サ イ リ ス タ	ト ラ ベル	ト ラ ベル	測 定 箇 所		温 度 上 升 値 (度)					
			直 交 夘 換 装 置 を 有 す る 蓄 電 池 設 備 に 設 け る も の	ト ラ ベル	耐 热 ク ラス	耐 热 ク ラス	H	F	B	E
六十五	六十五	六十五	五十五	百二十	九十五	七十五				五十五
		九十五	七十							

			コレクタ接合部の接合
		温度が百二十五度のも	六十五
トランジスタ	の	コレクタ接合部の接合	九十
整流体	温度が百五十度のもの	温度が百五十度のもの	九十
直交変換装置	整流ダイオード	整流ダイオード	コレクタ接合部の接合
ダイオード及び絶縁 ゲートバイポーラト ランジスター	負荷電圧補償装置用 ダイオード	百十 九十	温度が百五十度のもの
端子部分			温度が百五十度のもの
第二第三号中八を七とし、九を八とする。	五十	百十 九十	温度が百五十度のもの

第二第五号(一)口中「充電装置、逆変換装置」を「充電装置及び逆変換装置又は直交変換装置」に、  
 「及びこれら」を「並びにこれら」に改め、同号(三)イ中「シール形蓄電池」を「制御弁式又はシール  
 形の蓄電池」に改め、同号を第六号とし、第五号として次の一号を加える。

五 蓄電池設備の直交変換装置の構造及び性能は、第三号及び前号の規定の例による。

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

○蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）

蓄電池設備の基準の一項を改正する件（案）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

新

旧

第二 構造及び性能

一 蓄電池設備の構造及び性能は、次に定めるところによること。

(1) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部及び高温部は、安全上支障のないよう保護されていること。

(2) 直交換装置を有する蓄電池設備にあっては常用電源が停電してから四十秒以内に、その他の蓄電池設備にあっては常用電源が停電した直後に、電圧確立及び投入を行うこと。

(3) 常用電源が停電した場合、蓄電池設備に係る負荷回路と他の回路とを自動的に切り離すことができるものであること。  
ただし、停電の際蓄電池設備に係る負荷回路を他の回路から自動的に切り離すことができる常用の電源回路に接続するものにあつては、この限りでない。

(略)

(4) 蓄電池設備から消防用設備等の操作装置に至る配線の途中に過電流遮断器のほか、配線用遮断機又は開閉器を設けること。

(略)

(5) 容量は、最低許容電圧（蓄電池の公称電圧の八十パーセントの電圧をいう。）になるまで放電した後二十四時間充電し、その後充電を行なうことなく消防用設備等を、当該消防用設備等ごとに定められた時間以上有効に監視、制御、作動等をすることができるものであること。

(略)

第二 構造及び性能

一 蓄電池設備の構造及び性能は、次に定めるところによること。

（傍線部分は改正部分）

(略)

(6) 蓄電池設備から消防用設備等の操作装置に至る配線の途中に過電流遮断器のほか、配線用遮断機又は開閉器を設けること。

(略)

(7) 容量は、最低許容電圧（蓄電池の公称電圧の八十パーセントの電圧をいう。）になるまで放電した後二十四時間充電し、その後充電を行なうことなく消防用設備等を、当該消防用設備等ごとに定められた時間以上有効に監視、制御、作動等をすることができるものであること。

(略)

二 蓄電池設備の蓄電池の構造及び性能は、次に定めるところによる。

(イ) 鉛蓄電池は、自動車用以外のもので、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

イ (略)

ロ J I S C 八七〇四一二一 (据置鉛蓄電池第二部制御弁式) 及び J I S C 八七〇四一二二 (据置鉛蓄電池第二部制御弁式) に適合するもの

ハ J I S C 八七〇二一一 (小形制御弁式鉛蓄電池第一部) 、 J I S C 八七〇二一二 (小形制御弁式鉛蓄電池第二部) 及び J I S C 八七〇二一三 (小形制御弁式鉛蓄電池第三部) に適合するもの

(ロ) アルカリ蓄電池は、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

イ・ロ (略)  
ハ J I S C 八七〇九 (シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池) に適合するもの。

二 國際電気標準会議規格六一九五一一二 (密閉形ニッケル・水素蓄電池) に適合するもの。

(イ) ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池は、次に定める構造及び性能を有するものであること。

イ (ナトリウム・硫黄電池の内容物の漏えいを検知した場合及び温度異常が発生した場合に充電及び放電しない機能を設けること)

ロ ナトリウム・硫黄電池のモジュール電池 (密閉した單電池を複数組み合わせたものをいう。) には、異常が発生した場合に自動的に回路遮断する機能を設けること。

四 蓄電池の単電池当たりの公称電圧は、鉛蓄電池にあつて

二 蓄電池設備の蓄電池の構造及び性能は、次に定めるところによる。

(イ) 鉛蓄電池は、自動車用以外のもので、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

イ (略)

ロ J I S C 八七〇四一二一 (据置鉛蓄電池第二部制御弁式) に適合するもの

ハ J I S C 八七〇二一一 (小形シール鉛蓄電池第一部) 、 J I S C 八七〇二一二 (小形シール鉛蓄電池第二部) 及び J I S C 八七〇二一三 (小形シール鉛蓄電池第三部) に適合するもの

(ロ) アルカリ蓄電池は、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

ハ 電池工業会規格S〇五〇六 (シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池) に適合するもの。

(新設)

三 蓄電池の単電池当たりの公称電圧は、鉛蓄電池にあつて

は二ボルト、アルカリ蓄電池にあつては一・二ボルト、ナトリウム・硫黄電池にあつては二ボルト、レドックスフローバッテリーにあつては一・三ボルトであること。

(イ) (ア)  
(略)

(イ) (ア)  
(略)

は二ボルト、アルカリ蓄電池にあつては一・二ボルト、  
トランジスタにあつては二ボルト、  
である」と。

三 蓄電池設備の充電装置の構造及び性能は、次に定めることによる。

(イ) (ア)  
蓄電池設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令  
(平成九年通商産業省令第五十二号)第五条の規定による  
絶縁性能を有するように設置されるものであること。

三 蓄電池設備の充電装置の構造及び性能は、次に定めることによる。

(イ) (ア)  
蓄電部と外箱との間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗測定器で計った値が三兆オーム以上であること。

(イ) (ア)  
充電部と外箱との間の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト(使用電圧が六十ボルト以下のものにあつては五百ボルト、六十ボルトを超えて百二十五ボルト以下のものにあつては千ボルト、百二十五ボルトを超えて二百五十ボルト以下のものにあつては五百ボルト、二百五十ボルトを超えて六百ボルト以下のものにあつては一千ボルト)の交流電圧を加えた場合、一分間にこれに耐えるものであること。

(イ) 充電装置にその定格出力電圧で定格出力電流を流した場合、  
温度計法(直交変換装置を有する蓄電池設備に設ける  
トランジスタにあつては、抵抗法。)により測定した各測定箇所の温度上昇値が、次の表で定める値を超えないものであること。

測定箇所	温度上昇値(度)
F	五十五
B	七十
九十五	九十五

測定箇所	温度上昇値(度)
A種	五十
E種	六十五
B種	七十

## トランス

その他の蓄電池設備  
に設けるもの

耐熱ク	ラス	H	F	B	E	A	H
百二十	五十	六十五	七十	九十一	六十五	五十一	百二十

コレクタ接合部の接合 温度が百二十五度のも	コレクタ接合部の接合 温度が百五十度のも	コレクタ接合部の接合 温度が百五十度のも
六十五	六十五	六十五

## 整流体

サイリスタ  
トランジスタ

コレクタ接合部の接合 温度が百二十五度のも	コレクタ接合部の接合 温度が百五十度のも
六十五	六十五

サイリスタ  
トランジスタ

コレクタ接合部の接合 温度が百五十度のも	コレクタ接合部の接合 温度が百五十度のも
九十一	九十

## (4) (略)

## (4) (略)

蓄電池設備の直交変換装置の構造及び性能は、第三号及び前号の規定の例による。

六 キュービクル式蓄電池設備の構造及び性能は、前各号の規定によるほか、次に定めるところによる。

(1) キュービクル式蓄電池設備の種類は、次のとおりとする

## 五

蓄電池設備の直交変換装置の構造及び性能は、第三号及び前号の規定の例による。

六 キュービクル式蓄電池設備の構造及び性能は、前各号の規定によるほか、次に定めるところによる。

(1) キュービクル式蓄電池設備の種類は、次のとおりとする

## (新設)

こと。

イ (略)

ロ 充電装置及び逆変換装置又は直交変換装置、出力用過電流遮断器等並びにこれらの配線類を外箱に収納したもの

ハ (略)

(二) ハ

(略)

イ キュービクル式蓄電池設備の内部の構造は、次に定めるところによること。

イ 蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル式蓄電池設備内の当該蓄電池の存する部分の内部に、収納する蓄電池の種類に応じ耐酸又は耐アルカリ性能を有する塗装が施されていること。ただし、制御弁式又はシール形の蓄電池を収納するものにあつては、この限りでない

ロ (略)  
(四) (略)

こと。

イ (略)

ロ 充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及びこれらの配線類を外箱に収納したもの

ハ (略)

(二) ハ

(略)

イ キュービクル式蓄電池設備の内部の構造は、次に定めるところによること。

イ 蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル式蓄電池設備内の当該蓄電池の存する部分の内部に、収納する蓄電池の種類に応じ耐酸又は耐アルカリ性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあつては、この限りでない

ロ (略)  
(四) (略)

○消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ニロの規定に基づき、燃料電池設備の基準を次のように定める。

平成十八年三月二十九日

消防庁長官　板倉　敏和

燃料電池設備の基準

第一　趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ニロに規定する燃料電池設備の構造及び性能の基準を定めるものとする。

第二　構造及び性能

一　燃料電池設備の構造及び性能は、次に定めるところによる。

(一)　外部から容易に人が触れるおそれのある充電部及び高温部は、安全上支障のないように保護されていること。

(二)　常用電源が停電してから電圧確立及び投入までの所要時間は、四十秒以内であること。

(三)　常用電源が停電した場合、燃料電池設備に係る負荷回路と他の回路とを自動的に切り離すことができるものであること。ただし、停電の際燃料電池設備に係る負荷回路を他の回路から自

動的に切り離すことができる常用の電源回路に接続するものにあっては、この限りではない。

発電出力を監視できる電圧計及び電流計を設けること。

定格負荷における連續運転可能時間以上出力できるものであること。

(六)(五)(四) 燃料電池設備の運転により発生する熱及びガスを適切に処理するための措置を講じているものであること。

(七) 燃料電池への燃料供給は、次のいずれかによるものであること。

イ 定格負荷における連續運転可能時間に消費される量以上の燃料が燃料容器に保有されるものであること。

ロ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする燃料電池にあっては、次に定める方法により、燃料が安定して供給されるものであること。

(イ) 地表面水平加速度四百ガルの地震動が加えられた後であっても、燃料が安定して供給されるものであること。

(ロ) 導管が建築物の外壁を貫通する場合にあっては、次に定める緊急ガス遮断装置（危急の場合に建築物の外壁を貫通する箇所の付近で直ちにガスの供給を遮断することができるもの）をいう。）が設置されていること。

a 当該導管の最高使用圧力を加えたときに漏れが生じない遮断性能を有するものであること。

b ガスの供給を停止せずに点検することができる措置が講じられているものであること。

(八) 燃料電池、改質器その他の機器及びこれらの配線を一又は二以上の箱（以下「外箱」という。）に収納したものであること。

(九) 外箱の構造は、次に定めるところによること。

イ 外箱（コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設置するものの床面部分を除く。）の材料は、鋼板とし、その板厚は、屋外用のものにあっては二・三ミリメートル以上、屋内用のものにあっては一・六ミリメートル以上又はこれと同等以上の防火性能及び耐食性を有するものであること。

ロ 外箱の開口部（へに掲げるものに係るものを除く。）には、防火戸（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備であるものに限る。）が設けられていること。

ハ 外箱は、建築物の床に容易かつ堅固に固定できること。

ニ 外箱は、屋外に通じる排気筒を容易に取付けられるものであること。

ホ 外箱からの電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであ

ること。

ヘ 外箱には、次に掲げるもの以外のものが外部に露出して設けられていないこと。

(イ) 表示灯（カバーに難燃性の材料を用いたもの又は防火上有効な措置を講じたものに限る。）

冷却水及び温水の出し入れ口

水を抜く管

電線引出し口

燃料配管

(ト)(ヘ)(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)

排気筒

(十)

外箱の内部の構造は、次に定めるところによること。

イ 燃料電池、改質器及び制御装置等は、外箱の底面から十センチメートル以上の位置に収納されているか、又はこれと同等以上の防水措置が講じられたものであること。

ロ 機器及び配線類は、燃料電池及び改質器等から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、かつ、堅固に固定されていること。

ハ ガス漏れ検知器及び警報装置が設けられていること。

(十一)

燃料電池設備には、次に定めるところにより換気装置が設けられていること。  
イ 换気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

口 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の三分の一以下であること。

ハ 自然換気口によつて十分な換気が行えないものにあつては、機械換気設備が設けられていること。

二 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置及び雨水等の浸水防止措置（屋外用燃料電池設備に限る。）が講じられていること。

(十二) 定格負荷における連續運転可能時間以上出力するために必要な量の冷却水を保有する冷却水タンク又はこれと同等以上の性能を有する冷却塔、熱交換器その他これらに類するものを設けること。

(十三) 改質器は、燃料を改質する時に発生する圧力、振動及び熱により機能に異常を生じないものであり、かつ、腐食するおそれがある場合は有効な防食処理を施した材料で造られたものであること。

(十四) 制御装置には、手動により燃料電池設備を停止させる装置が設けられていること。

二 電力を常時供給する燃料電池設備の構造及び性能は、前号の規定によるほか、電力を常時供給するための燃料の供給が断たれたときに、自動的に非常電源用の燃料が供給されるものであること。ただし、前号七口に定める方法により燃料が安定して供給されるものにあっては、この限りでない。

### 第三 表示

燃料電池設備には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないよう表示するものとする。

- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 定格出力
- 四 型式番号
- 五 燃料消費量
- 六 定格負荷における連続運転可能時間

### 附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。